

使用済みペットボトルの市況の急激な変化への対応について

1. 背景・経緯

ペットボトルについては、市町村からの排出のうち、約半数が容器包装リサイクル法に基づかず、自治体が指定法人以外に独自に契約して処理（市町村独自処理）され、市町村独自処理の相当数が中国向けに輸出されていた。

このため、平成18年に改正された容器包装リサイクル法に基づく基本方針において、市町村は、

容器包装廃棄物を指定法人に円滑に引き渡すか

市町村独自処理を行う場合は十分な環境保全上の確認を行い住民に情報提供を行うこと

等を国の基本方針に追加し、累次に渡る通知や、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議における説明などで周知・徹底を図ってきた。

しかしながら、最近の資源市場の急激かつ大幅な変動は、我が国からの使用済みペットボトルの輸出にも影響を与え、これまで市町村独自処理を引き受け、中国等へ輸出していた事業者において、引取契約解除の動きがもたらされ、使用済みペットボトルが輸出事業者や市町村において大量に滞留することが懸念される状態に至った。

また、こうした市況の動きは使用済みペットボトルから再商品化される国内のフレーク等の価格の大幅な低下をもたらすことも懸念され、（財）容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）と再商品化実施契約を締結している再商品化事業者において、再商品化が円滑に実施されない場合も想定された。

2. 対応

このため、主務省庁は容リ協会に対し、通常、1年に1度入札を実施し、市町村からの引取量や価格について決定しているが、市況の急激な変化に対応して、本年度限りの暫定的な措置として以下の対応の検討を依頼した。

市町村から使用済みペットボトルの引取の申込又は申込量の増加の申込があった場合には、容リ協会において引き取る等の適切な対応を図ること。

既に締結している本年度の再商品化実施契約の残りの期間において、使用済みペットボトルの再商品化が円滑に図られるよう、契約単価も含めた実施契約の見直し等、適切な対応を図ること。

3. 容リ協会が実施した措置

容リ協会は、主務省庁からの依頼を受けて、

市町村から使用済みペットボトルの引取の追加申込の受付及び入札の実施

- ・ 12月9日から引き取りの受付を開始
- ・ 12月26日から入札の開始
- ・ 1月8日 再商品化事業者の選定
- ・ 1月12日 引渡開始

落札結果 申込市町村数：34（保管施設数：37）

申込量 3,989ト

平均落札単価 1,143円（年度初：-45,118円）

再商品化事業者の実施契約の見直し等の措置の実施

ア 既存契約分の契約価格の調整

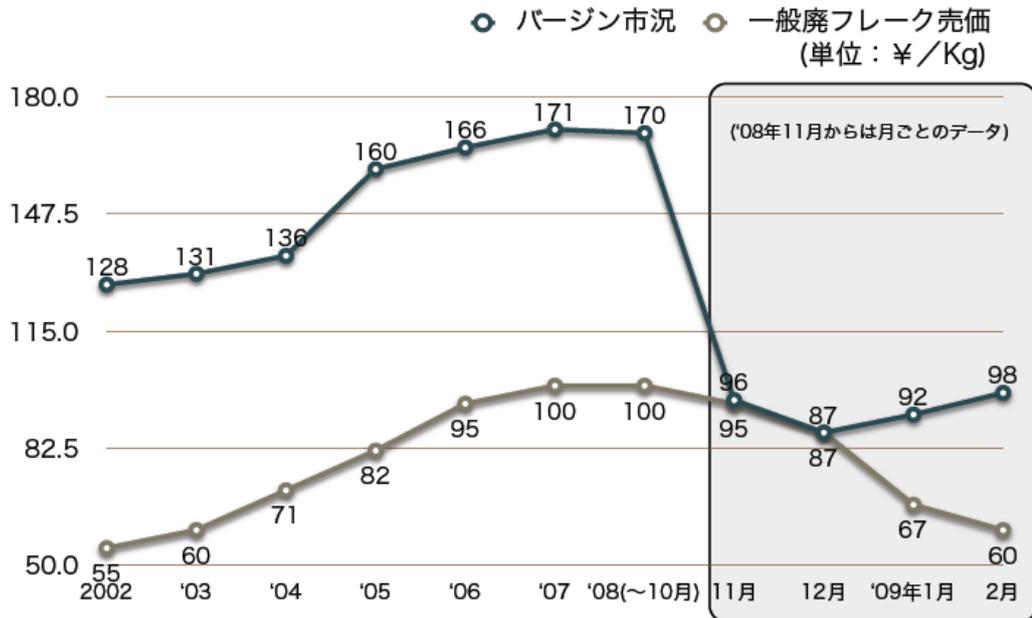
追加契約における落札価格を参考にして、既に当協会と有償契約を結んでいる再商品化事業者の契約価格を調整した。追加契約の落札単価の加重平均値が逆有償となったため、既に容リ協会と有償契約を締結している再商品化事業者の契約単価を0円に調整した。

新たな契約価格は平成21年1月支払い以降分に適用した。

イ 有償分に係る委託料の支払い猶予措置

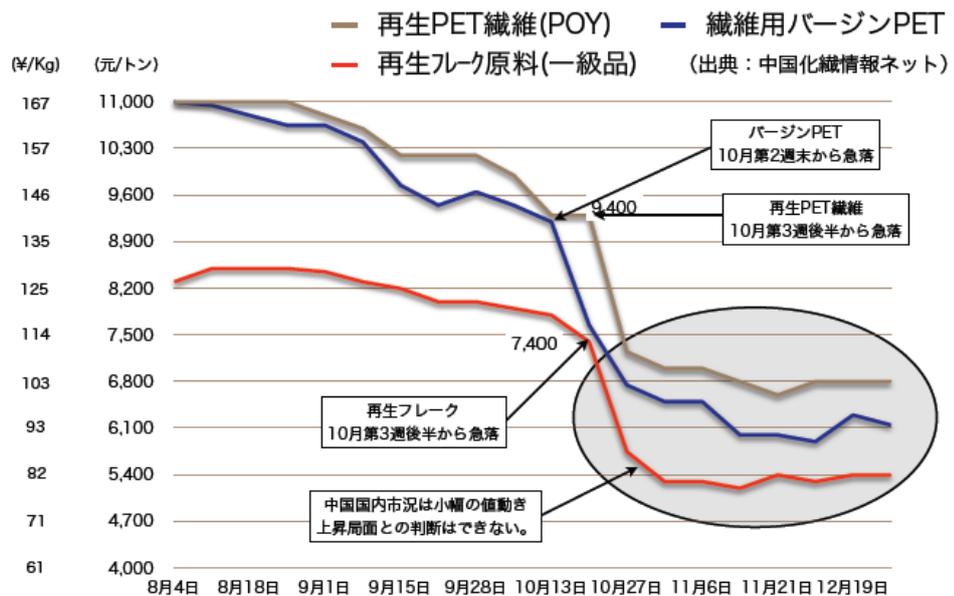
年初契約の再商品化実施契約書に定める期限・委託料の支払いについて、「当月再商品化実績分は翌月支払い」としているが、当該事業者からの申し出があった場合、平成20年12月支払い分からの支払を、最長で2ヶ月間猶予することも可能とした。

国内のフレーク・バージン市況推移 (補足資料)



出典：廃PETボトル再商品化協議会

中国内におけるPET関連商品市況



*為替レートは、8月4日から11月6日までの平均為替「1元=15.2円」を使用。

出典：廃PETボトル再商品化協議会